

(令和6年12月24日現在)

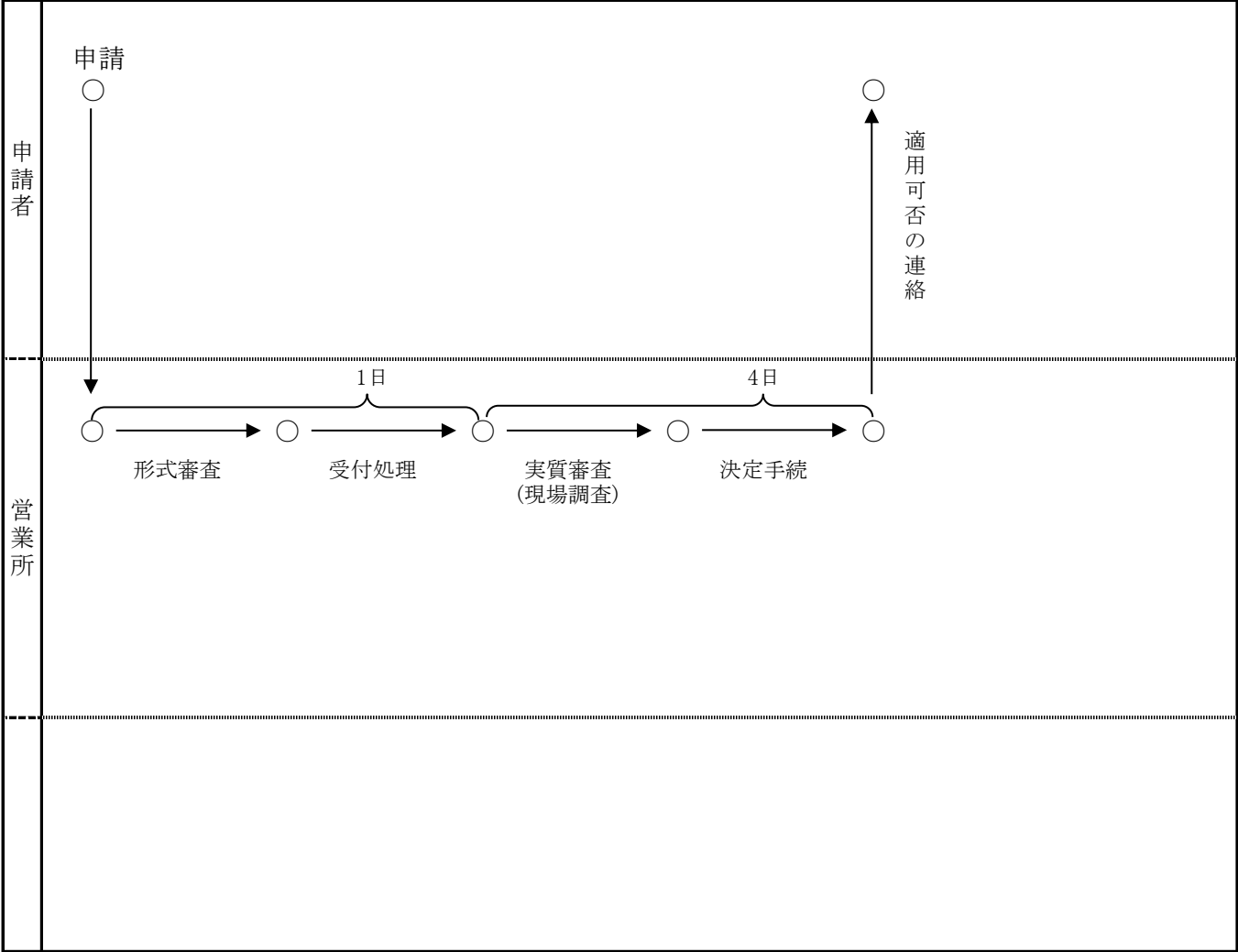
事務処理フロー図

事務名	住宅店舗併用扱い適用
根拠法令	東京都給水条例第23条の6

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話5320－6427

標準処理期間計	5日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	申請書の内容等を確認します。
2	受付処理	受付処理を行います。
3	実質審査 (現場調査)	現場を確認させていただきます。
4	決定手続	所定の決定を行います。
5	適用可否の連絡	適用可否をお客さまへ連絡します。